

赤穂市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月12日

赤穂市長

牟禮 正統

赤穂市条例第18号

赤穂市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

赤穂市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年赤穂市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項第1号中「。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）」を加える。

付 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。